

はじめに

すべての人は生まれながらにして自由・平等であり、人間として大切にされる人権という権利をもっています。人権が尊重される社会をつくっていくためには、人権問題について正しく知り、身近な問題として考え、行動していくことが大切です。

この啓発冊子「けいかん」は、本町で開催された7月の福岡県同和問題啓発強調月間に併せた「街頭啓発」「人権講演会」「人権パネル展」及び「人権啓発動画」と12月の人権週間に行った「人権啓発パネル展」等を掲載しています。

残念ながら毎年10月に開催していた人権・同和問題地域懇談会は新型コロナウイルス感染症の影響で今年も中止になりました。

令和4年度の桂川町のテーマは「子どもの人権」でした

● 児童の権利に関する条約「子どもの権利条約」

子どもの基本的な人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ、大人と同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定め

ています。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。



人権イメージキャラクター

